練馬区立光が丘夏の雲小学校 校長 宮 林 伸 之

光が丘夏の雲小学校における携帯電話学校持ち込み等に関するルール

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、児童の学校への携帯電話の持ち込みについて、令和2年度に練馬区より方針が示されており、原則、携帯電話の持ち込みが禁止されています。しかし、家庭からの要望により、面談等を実施後にやむを得ないと学校が判断した場合は、持ち込みが許可されます。これまでは、ご要望のあったご家庭に個別対応して参りましたが、その件数も増えております。これを受けて、本校の携帯電話の持ち込みについてのルールを、練馬区の方針に則り、下記の通り改めて作成しました。つきましては、本件に該当する場合は、学校にご相談ください。現在、すでに携帯電話を所持している場合でも、改めて申請をお願いいたします。

記

- 1 登下校中は、携帯電話をカバンの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外には、携帯電話を使わない。
- 2 携帯電話を他の児童の目に触れないようにする。
- 3 校内ではカバンの中に入れ、使わない。また、携帯電話を所持していることを他の児童に口外しない。
- 4 保護者は、災害時等の緊急時以外は、児童の携帯電話に連絡をしない。
- 5 携帯電話の適切な使用や使用時間、アプリケーションやサービスについて、家庭でルールを つくり、適切に管理する。
- 6 フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫を家庭で行う。
- 7 携帯電話の破損・恣難・個人情報の漏洩等が発生した際、学校は一切の責任を負わない。
- 8 1~7について、同意書等により学校と児童・保護者が合意形成を行う。
- ※ 上記ルールを守れない場合は、学校への携帯電話の持ち込みを取り消す場合があります。また、 校内において教育活動の妨げになる行為があった場合には、学校は必要な指導を行った上で 携帯電話を預かり、保護者に返却します。
- ※ 学校は、携帯電話の使用方法について、携帯電話の持ち込みにかかわらず情報モラル教室等を 活用して児童に指導を行いますが、家庭でもご指導をお願いします。

【連絡先】 練馬区立光が丘夏の雲小学校 副校長 市村 大 03-5998-0501 練馬区立光が丘夏の雲小学校 校長 宮林 伸之 様

練馬区立光が丘夏の雲小学校における携帯電話の取扱いに関する同意書

【同意書留意事項】

- ・同意確認事項を読み、すべての項目にチェックを入れる。
- ・すべての項目に同意できない場合には学校への携帯電話の持ち込みは認められない。
- ・確認事項を守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する。その後の携帯電話の取扱い制限等について学校が子供に指導をして、保護者に理解を得る。また、学校は携帯電話の持ち込みを取り消すなどのこともある。

	同意確認事項	保護者	子供
1	登下校中は、携帯電話をカバンの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使いません。また、携帯電話を他の子供の目に触れないようにします。		
2	校内ではカバンの中に入れ、携帯電話を所持していることを他の子 供に口外しません。		
3	保護者は、災害時等の緊急時以外では、子供の携帯電話に連絡をしません。		
4	携帯電話の適切な使用や使用時間、アプリケーションやサービスに ついて、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
5	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
6	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等が発生した際、学校は責 任を負いません。		

以上の	事項に	同意し	ます。
今和	年.	日	Ħ

年 組 番

児童氏名	保護者氏名	印

※ 同意書は該当年度内有効であり、進級等により年度が変わった場合は、改めてご提出いただきます。